

第36回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月11日(金)午後2時から午後2時54分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(10人)

会	長	14番	前川正人						
委	員	2番	唯野哲夫	3番	目黒正一				
		5番	佐藤雄一	6番	三國実加				
		7番	丹野義基	10番	後藤義昭				
		11番	山田秀晴	12番	武島竜太				
		13番	佐藤陽子						

4. 欠席した農業委員(1人)

9番 岩本一夫

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和3年度第3号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第36回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第36回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、9番岩本一夫委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元にお配りしております、諸般の報告をご覧ください。5月19日、水曜日、令和3年度前期農業委員会会長事務局長研修会がオンラインにより開かれまして、私が受講しております。5月27日、木曜日、第36回総会に係る議案を郵送配布させていただいております。5月31日、月曜日、農地の転用事実に関する調査のため、佐藤委員、伊東推進委員、佐々木係長が現地調査を行っております。6月4日、金曜日、7日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。6月9日、水曜日、前川会長が、福島県農業会議常設審議委員会議案にかかる現地調査を行っております。6月10日、木曜日、令和3年度第1回相馬地方担い手育成・集落営農推進連絡会議が南相馬市で開催され、私が出席しております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。10番後藤義昭委員、11番山田秀晴委員、ご兩名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(3)農地転用許可に係る工事完了報告について、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは、通常、農地に建物を建築する場合には、農地の転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建築が可能となるものです。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(3)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせん等の希望はございません。(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。報告は以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

を議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員願います。

3 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る5月30日に、申請人宅を訪問し、旦那さん、奥さんお二人に聞き取り調査を行いました。また、5月31日に、譲渡人の●●●さん親子に、現地において、地元の推進委員立ち会いのもと、確認を行いました。また、去る6月4日に、2番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査及び現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明をいたします。

お手元に配布しております、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足資料をご覧ください。こちらは、本申請地である黒木字諏訪前周辺を示した図面になります。諏訪前●●番地の●について、元は1筆となっていた農地を3つに分筆し

たうちの一つとなっております。今回、売買による所有権移転ということで、申請があがってきておりますが、分筆前の諏訪前●●番地の隣接する東側の農地、諏訪前●番地の●が、譲受人の所有農地となっており、今回の総会にも上程されております、農地法第5条申請で諏訪前●番地の●を、譲渡人の娘へ、売買による所有権移転を行うもので、諏訪前●●番地の●の農地と、諏訪前●番地の●の農地を、実質的には交換する形で所有権の移転を今回行うものです。実質的には交換となるのですが、今回はあくまでも売買による所有権移転で整理を行うということで、申請をあげてきているものです。農地法第3条の許可要件とは直接的な関係はありませんが、議案第3号の転用案件にも付随する話となるため、改めて説明させていただきました。事務局からの補足説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで

ございます。事業概要は、農家住宅敷地拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、水稲用育苗用ビニールハウス施設用地を整備するための農地改良工事に伴う一時転用であり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。添付書類として、土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、補足になりますが、この案件は農地転用面積が3,000平方メートルを超える農地転用申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、6月24日に県農業会議が開催する第64回常設審議委員会へ意見聴取をし、回答をいただいている許可となります。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番唯野哲夫委員願います。

2 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件について報告いたします。

初めに1番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。去る6月4日に、3番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、既存施設の拡張工事であり、他の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委

員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。去る6月4日に、3番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってきましたので、ご報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農用地区域内の農地であります。しかしこの案件は、水稻育苗用ビニールハウス設置場のための一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、申請人が農業経営を行ううえで必要な水稻育苗用ビニールハウスを設置するにあたり、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条規定による許可申請についてを

議題といたします。議案第3号中、4番については、10番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、初めに4番を抽出し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。10番委員は暫時の間、退場願います。

(10番委員退場)

議長 事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から48ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、地上権の設定(25年間)になります。申請地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、④遅滞なく申請の用途に供する見込みについては、工事期間が48ヶ月と長期間にわたるため、添付書類として、工事行程表を提出いただいております。⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、森林法の規定による林地開発許可申請済み、土壤汚染対策法の規定による届出済み、景観法の規定による届出済み、県環境評価条例の規定による意見通知受理済み、道路法及び河川法の事前協議中、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を添付書類等にて確認しています。⑥併用地の有無については、併用地として山林、宅地、雑種地等、合計87筆あり、申請地と併せて、地上権の設定予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、補足になりますが、この案件についても、農地転用面積が3,000平方メートルを超える申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会

で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、6月24日に県農業会議が開催する第64回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいてからの許可となります。また、農地転用許可申請と同時に申請している林地開発許可申請についてですが、林地開発許可と農地転用許可については、許可日を同日にする必要があるため、林地開発許可と許可日を調整する必要があります。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員お願いします。

7 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件について報告いたします。去る6月7日に、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を報告いたします。

申請人の住所、氏名、そして申請地等の所在や転用後の用途等は11ページ、12ページに渡り、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電設備用地で、権利の移転設定の内容は、地上権の設定(25年間)となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が山林、原野等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小規模な農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、議案書記載の土地利用計画の内訳を見ても分かるとおり、周辺の山林、原野を含めての約120ヘクタールの大規模森林開発の中にある農地ということで、やむを得ないものと判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策ではありますが、大規模森林開発に係る斜面を利用した設備用地ということもあり、水害や土砂の流出を防ぐ沈砂池等の設置対策は勿論、想定外の災害や被害に遭った際は責任を持って周辺農地への対応、対策を講じることを確認してまいりました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、以上を確認のうえ、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請について中、4番については、原案のとおり可決い
たします。10番委員の入場を認めます。

(10番委員入場)

議 長 10番委員にご報告いたします。議案第3号中、4番については、
原案のとおり可決されました。
次に、番号4番を除く、残りの案件を議題といたします。事務局
より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、4番案件を除く1番、2番、3番、5番、6番についてご説
明いたします。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
ございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するも
のであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。
権利の移転、設定の内容は、①黒木諏訪前●番●が、所有権の移転
(売買)、②黒木諏訪前●●番●が、所有権の移転(贈与)になり
ます。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のと
おりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路
法第24条承認済みとなっております。添付書類として、土地改良
区の意見書、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。

す。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済み及び法定外公共物占用許可申請済みであり、それぞれ承認見込み、許可見込みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、併用地があり、申請地と併せて贈与予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、携帯電話無線基地局建設に伴う工事仮設用地を整備するための一時転用であり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（6ヶ月）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、農地法に規定する認定電気通信事業者が実施する農地転用許可不要の事業であることを確認済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、承認見込みとなっております。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、宅地分譲（4区画）用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は、都市計画法に基づく、第1種低層住居専用地域に

指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、5月26日付けで承認いただいております。また、建築基準法に基づく位置指定道路の事前協議済みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員願います。

3番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、去る6月4日に、2番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってきましたので、1番案件、2番案件について、その結果を代表して報告いたします。

初めに、1番案件について、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、駐車場用地でございます。権利の設定の内容は、申請地の①が、所有権の移転（売買）、②が、所有権の移転（贈与）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、2番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしま

した。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 番号3番について、担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員お願いします。

5 番 3番案件について報告いたします。去る6月4日に、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール未満の小規模な農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、携帯電話基地の、現在ある場所に、増設事業を行うとのことで、ここしかなかったということです。他の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は、議案書記載のとおり、一時転用後に農地に復元することです。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 番号5番について、担当委員挙手願います。7番丹野義基委員お願いします。

7 番 5番案件について報告いたします。去る6月7日に、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、代表して調査結果を報告いたします。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や、転用後の用途等は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール未満の小規模な農地の区域内にある農地であることを現地

調査で確認し、その他の農地の、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討もしましたが、他の場所での事業は困難であると判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です

議 長 番号6番について、担当委員挙手願います。6番三國実加委員お願いします。

6 番 6番案件について報告いたします。去る6月7日に、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の第1種低層住居専用地域内の農地でありますので、第3種農地になります。したがって、許可基準第2号は該当いたしません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について中、番号1番、2番、3番、5番、6番は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員願います。

5 番 議案第4号現況確認証明申請について、1番案件について。去る6月4日、2番委員、3番委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。申請地は、議案書に記載のとおり、現況は山林でありましたので、非農地として証明書を交付することが妥当であると判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にごぞいませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号26番までの26件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料、こちらの2枚目をご覧ください。

こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。毎年、農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者に対し、非農地判断を行う旨の事前通知を行っています。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知は行わず、引き続き、農地として適切な管理をお願いしてまいります。以上が非農地判断における手続きの流れになります。

資料の1枚目につきましては、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、番号1番から番号13番の13件について、調査担当委

員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員をお願いします。

5 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、6月4日、2番委員、3番委員、事務局2人とともに現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。参考資料をご覧ください。番号1番から13番をご報告いたします。番号1番と2番は山林、3番は原野、4番から13番までは山林と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 続いて、番号14番から番号26番の13件について、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。6番三國実加委員をお願いします。

6 番 番号14番から番号26番までを一括してご報告いたします。去る6月7日、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。農地の現況調査の結果、番号14番から18番は現況が山林化しており、山林と判断いたしました。19番、20番は、現在、作物が作付けしてあり、農地と判断いたしました。番号21番から26番は、現況が山林化しており、山林と判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、番号19番、20番を除く24件については、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号19番、20番を除き、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和3年度第3号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号3番までの3件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第3号農用地利用集積計画について、番号1番から番号3番までの3件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも新規の利用権設定になります。

農業委員会の決定事項であります、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、市基本構想に適合するものであるか、すべて効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件はすべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和3年度第3号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配
分計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番
号3番までの4件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の
規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませ
んか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より
説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画
について、番号1番から番号4番までの4件について、事務局より
ご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構によ
る借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作
者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契
約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。
集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第6号とは別
に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上で
ございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度農地中間
管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せ
られました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第36回相馬市農業委員会総会を閉会とい
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 10番 後 藤 義 昭

議事録署名委員 11番 山 田 秀 晴